

こまどりケーブルドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約

第1章 総則

第1条(規約の適用)

こまどりケーブル株式会社(以下「当社」といいます。)は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号、以下「法」といいます。)およびその他の法令に従い、株式会社NTTドコモ(以下「NTTドコモ」といいます。)が「IP通信網サービス契約約款」(以下「ドコモ光約款」といいます。)に基づき提供するIP通信網サービス(以下「ドコモ光」といいます。)で利用できる「ドコモ光向けインターネット接続サービス」(以下、「本サービス」といいます。)を提供するために「こまどりケーブルドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約」(以下「本規約」といいます。)を定めます。

2.近鉄ケーブルネットワーク株式会社(以下「KCN」といいます。)のインターネット約款に定めるインターネット接続サービスの契約者が、KCNインターネット接続サービス契約に代えてドコモ光契約(タイプC)を締結(以下「転用」といいます。)した場合、転用したサービスの各種キャンペーン割引は停止します。なお、転用したサービスに伴う違約金は発生いたしません。

第2条(規約の変更)

当社は、本規約を変更することができるものとします。

2.当社は、前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1ヵ月前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

3.変更後の本規約の効力発生日以降に本契約者が本サービスの利用を継続したときは、本契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第3条(用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、法第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備
電気通信回線	本契約者が電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が、他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内にあるもの
自営端末設備	本契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、自営端末設備以外のもの
端末機器	本サービスの利用にあたって使用する通信ONUおよび付属品の総称
放送ONU	電気通信回線設備のうち、光ファイバーケーブルを同軸ケーブルに変換し、放送用の電気信号を建物に供給する設備
通信ONU	光ファイバーケーブルでの通信において、センター設置の交換設備との間で信号の送受および変換の機能を有する装置
申込者	本サービスの契約申込みをする個人または法人
本契約者	当社と本サービスの契約を締結した個人または法人
本契約者回線	契約に基づいて当社が設置する電気通信回線
本施設	本サービスを提供するために必要となる施設
当社等施設	本施設のうち、当社センターから通信ONUの出力端子までの施設
本契約者施設	本施設のうち、当社等施設を除く施設
マイページID	請求料金確認や契約内容変更等がWEB上で行えるマイページサービスを利用する際に本契約者ごとに提供される識別コード
ドメイン名	所定の管理機関や指定事業者などより割り当てられたインターネット上の所在を示す識別コード名
IPアドレス	インターネットプロトコルとして定められている32bitまたは128bitのアドレス
サーバ	本サービス提供にあたり、機能やデータを保有している機器
無線ルータ	有線および無線で接続された複数台のインターネット端末での同時通信を可能にさせる通信機器
料金等	本サービスおよび別に定める料金表に記載するオプションサービスの月額利用料、工事費用、手数料などの料金
利用料金	本サービスおよび別に定める料金表に記載するオプションサービスの月額利用料
当社グループ	近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社KCN京都、株式会社テレビ岸和田、株式会社KCNなんたん
技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)および端末設備等の接続の技術的条件

第4条(サービスの種類と内容)

本サービスは、ドコモ光を利用した当社のインターネット接続サービスです。

2.本サービスはベストエフォートサービスです。

3.本サービスに対応するドコモ光のサービスタイプは以下のとおりです。

(1)ドコモ光戸建タイプC
(2)ドコモ光マンションタイプC

4.本サービスを利用するドコモ光のサービスタイプが変更になる場合、前項も変更となります。

第5条(オプションサービスの種別)

本サービスにおけるオプションサービスの種別および料金等は、別に定める料金表に記載のとおりとします。

2.当社は、オプションサービスの内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第6条(提供区域)

当社は、別に定める提供区域において本サービスを提供します。

第2章 契約

第7条(契約の単位)

当社はドコモ光1利用契約に対し、1の本サービス契約を締結します。

第8条(契約の申込み)

申込者は、本規約およびドコモ光約款に同意し、かつ、当社が指定する所定の手続きに従って申込み手続きを行います。その際、当社は公的な証明となる書類(当社が許諾した場合は、書類の写しを可)の提示を求めることがあります。

2.第5条のオプションサービスの申込みには、第1項の申込み手続きとは別に、当社が指定する所定の手続きが必要となります。

3.申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。

4.申込者である個人が成年後見人または被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人または保佐人の同意を必要とします。

第9条(契約申込みの承諾)

本サービスの契約申込みにあたり、NTTドコモによるドコモ光の申込みの承諾が必要です。

2.本サービスの契約申込みについて、当社の承諾を以て契約締結とします。

3.当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申込みを承諾しない場合があります。

(1)申込者が本規約に違反するおそれがある場合
(2)申込者または申込者と生計を同一にする者が、過去に当社(および当社グループ企業を含みます。以下本項において同じ。)の提供するサービスにおいて、滞納等により強制解除となっていた場合
(3)申込者または申込者と生計を同一にする者が、当社の提供するサービスにおいて、滞納または利用停止中である場合
(4)申込者または申込者と生計を同一にする者が、過去に当社の提供するサービスにおいて、当社の定める禁止事項に抵触したことがある場合
(5)申込内容に虚偽の記載があった場合
(6)本契約者回線の設置、保守およびサービス提供が技術上著しく困難である場合
(7)申込者が反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。)に属する者、または反社会的勢力等に属する者に相当する者であると当社が判断した場合
(8)その他、当社の業務遂行上支障がある場合

第10条(本サービスの利用開始日)

本サービスが利用可能となった日を本サービスの利用開始日と定めます。また、第36条(オプションサービスの追加および解除)の規定により特定のオプションサービスが追加されたときは、当該オプションサービスが利用可能となった日を当該オプションサービスの利用開始日と定めます。

第11条(名義等の変更の届出)

本契約者が名義、住所、料金支払い方法、料金支払い口座などを変更する場合は、NTTドコモが定める方法により、ドコモ光の契約者からNTTドコモへ届け出るものとします。

第3章 本サービス提供の停止等

第12条(本サービス提供の一時停止の特例)

当社は、ウイルス攻撃、不正アクセス等により、本契約者から請求があったときは、本サービスの一時停止(その本契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じ。)を行うことがあります。

第13条(当社が行う本サービス提供の制限)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することがあります。

(1)天災地変、その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなったとき
(2)本契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
(3)本契約者に送信される電子メールの送信元が、虚偽または実在しないと当社がその時点で判断したとき
(4)本契約者に送信される電子メールの送信元が、当社所定の基準により制限する必要があると判断した電子メールの送信元であったとき
(5)本契約者が閲覧しようとするホームページ、画像・映像等、その他当該本契約者が接続しようとする通信対象(以下「通信対象」といいます。)が、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会から当社に提供される児童ポルノ関連ページ等のリスト(以下「リスト」といいます。)の内容に合致したとき
(6)通信対象が、リストと同一ドメイン名で管理されているとき

2.当社は、前項第1号により本サービスの提供を制限するときは、本契約者に対し、その理由および制限期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

3.当社は、第1項第2号により本サービスの提供を制限するときは、本契約者に対し、その理由および制限期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

4.当社は、第1項第3号または第4号により本サービスの提供を制限するときは、本契約者に通知することなく、電子メールの受信を拒否または配信を遅延させることがあります。

5.当社は、第1項第5号または第6号により本サービスの提供を制限するときは、本契約者に通知することなく通信対象の接続を制限します。当該制限は、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報であって、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限りです。なお、当該制限内容と直接関係のない情報についても、当該制限に伴い必要限度で制限する場合があります。

6.当社が本条の規定により、本サービスの提供を制限したことによって、本契約者が損害を被った場合、当社は一切責任を負いません。

7.通信が他者によって不正に使用されている等のセキュリティ上の問題があると判断した時、通信の全部または一部の利用を制限または中止する措置をとることがあります。

【表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税込みです。】

第14条(当社が行う本サービス提供の停止)

当社は、本契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 第23条(本契約者の支払義務)に規定する本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
 - (2) 契約申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - (3) 第13条(当社が行う本サービス提供の制限)第1項第2号の規定により、本サービスの利用を制限された本契約者が、当該制限期間内にその原因となった事由を解消しなかった場合
 - (4) 第21条(IDおよびパスワードの管理)第2項、第28条(本契約者の維持責任)第1項、第40条(機密保持)第1項、第43条(禁止事項)、第44条(本契約者の義務)、および第45条(コンテンツ)第2項の規定に違反した場合
 - (5) 第21条(IDおよびパスワードの管理)第3項の規定による場合
 - (6) 第41条(情報の削除等)第1項第1号から第3号および第5号の要求を受けた本契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
 - (7) 本契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続した場合
 - (8) 第31条(施設の検査)の規定に違反した場合
 - (9) その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、当該本契約者に対し、その理由および停止期間を、当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第15条(当社が行う本サービス提供の休止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。

- (1) 本施設の保守上または工事業やむを得ない場合
 - (2) 本施設に障害が生じた場合
 - (3) 他の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供が困難あるいは不可能になった場合
 - (4) 第13条(当社が行う本サービス提供の制限)第1項第1号の規定により、当社が本サービスの利用を制限している期間内に、その制限の原因となった事由が解消されなかった場合
 - (5) 天災地変、その他の事由により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由、実施期日および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社に定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第16条(本サービスの変更・廃止)

当社は、業務上の都合により本サービスの内容を変更または廃止することがあります。この場合、本サービスを廃止する日をもって本契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。

2. 当社は、前項の場合には、本契約者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社に定める方法によりその旨を告知します。
3. 当社は、第2条(規約の変更)および本条第1項による本規約および本サービスの内容の変更または廃止に際して、当社の故意または重大な過失に基づく場合を除いて、本契約者に対し、一切責任を負いません。

第4章 契約の解除

第17条(本契約者が行う契約の解除)

本契約者が本サービスの契約解除を希望する場合は、NTTドコモが定める方法により、ドコモ光の契約者からNTTドコモへ届け出るものとします。

第18条(当社が行う契約の解除)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの契約を解除することができるものとします。

- (1) 第14条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項の規定により本サービスの利用を停止された本契約者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合
 - (2) 第35条(オプションサービスの制限・停止・休止)の規定により特定のオプションサービスの利用を制限された本契約者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合
 - (3) 契約の成立後、第9条(契約申込みの承諾)第3項各号に定める事由が判明した場合
2. 当社は、本契約者が第14条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項に該当する場合、ならびに本契約者が本規約に違反する行為があったと認められる場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその契約を解除できるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、前2項の規定にかかわらず、第14条(当社が行う本サービス提供の停止)に定める本サービスの提供の停止をすることなく契約を解除できるものとします。
- (1) 本契約者が不当もしくは過度な要求行為を行い、その行為が当社の業務遂行上支障を及ぼすと判断した場合
 - (2) 本契約者が反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与をする行為を行った場合
4. 当社は、第1項から第3項の規定により本サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により当該本契約者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
5. 第1項から第3項の規定により契約が解除されたときは、本サービスの契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。
6. 本契約者は、第1項から第3項の規定により本サービス契約が解除された場合におけるその事実を、当社がNTTドコモへ通知することに同意するものとします。

第19条(契約解除に係る責任)

本規約第17条(本契約者が行う契約の解除)、第18条(当社が行う契約の解除)の本サービスの契約解除に伴い発生する本契約者が被る不利益事項について、当社はその責任を一切負いません。

第20条(権利譲渡等の禁止)

本契約者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、買入れまたは貸与することはできません。

第5章 IDおよびパスワード

第21条(IDおよびパスワードの管理)

当社は、本契約者にIDを付与します。当該本契約者は、本項第1号および第2号に定めるパスワードを自ら任意で設定、変更するものとします。ID、パスワードの種類は次のとおりとなります。

(1) マイページID、パスワード

(2) 初期パスワード

2. 本契約者は、IDおよびパスワードの管理、使用においてすべての責任を持つものとします。
3. 本契約者は、パスワードの喪失、盗竊が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該IDによる本サービスの提供を停止します。ただし、他者の不正使用により当該本契約者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 本契約者が第17条(本契約者が行う契約の解除)の規定によりドコモ光の契約を解除する場合、もしくは第18条(当社が行う契約の解除)の規定により、本サービスの契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該本契約者はIDとパスワードを利用する権利を失います。

第6章 料金等

第22条(料金等)

当社は本サービスの料金に係る債権はNTTドコモに譲渡し、本サービスに対応するドコモ光のご利用料としてドコモ光約款の定めに基づきNTTドコモより請求するものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、本サービスのオプションサービスの料金については、当社より請求するものとします。
3. 前項の利用料金は、別に定める料金表に記載のとおりとします。本契約者は料金表に従って、利用料金、工事費用、手数料などを当社に支払うものとします。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。
4. 当社は前項の料金表を改定することがあります。この場合、当社は事前に当社ホームページ上での掲載等、当社に定める方法によりその旨を告知します。
5. 前項の場合、改定日より改定後の料金を適用しますが、利用料金については改定日が月初日以外の場合は改定日の属する月の翌月分から改定後の利用料金を適用します。
6. 本条第2項の規定により、当社が請求したオプションサービスの料金について、本契約者が当社の定める期日を経過してもなお支払わない時は、当社は本サービスの契約を解除できるものとします。
7. NTTドコモは、本条第1項に基づいて当社より譲り受けた本サービスの利用料金にかかる債権を、債権回収業者等のNTTドコモが指定する事業者に再譲渡することができますものとし、本契約者はこれに同意するものとします。

第23条(本契約者の支払義務)

本契約者は、その契約内容に応じ、第22条(料金等)で規定する料金等をNTTドコモおよび当社に支払う義務を負います。なお、第36条(オプションサービスの追加および解除)の規定により本契約者の契約内容が変更されたときは、当該本契約者は変更後の契約内容に応じ、第22条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負います。

2. 料金等のうち、オプションサービスの利用料金の支払いは、利用開始日の属する月の翌月から契約の解除または廃止があった日の属する月までの期間(提供を開始した月と解除または廃止があった月が同一の月である場合は1か月とします。)とします。
3. 第12条(本サービス提供の一時停止の特例)、第13条(当社が行う本サービス提供の制限)、第14条(当社が行う本サービス提供の停止)の規定により、本サービスの提供が行われなかった場合の当該期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとし、利用料金の支払いについては第2項に準じて取り扱います。
4. 第15条(当社が行う本サービス提供の休止)の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとし、前各項の定めにかかわらず、本契約者の責めによらない事由により、本契約者が本サービスまたはドコモ光を全く利用できない状態が24時間以上継続して生じた場合、本契約者は、ドコモ光約款の定めに従い、本サービスまたはドコモ光を全く利用できなかった時間(24の倍数に限ります)に対する合算料金の支払いを日割計算にて免れるものとします。なお、当該支払いを要しない期間の合算料金について、すでに本契約者が支払いを完了していた場合には、ドコモ光約款の定めに従い、NTTドコモがこれを返還するものとします。また、当社は、本サービスまたはドコモ光を利用できなかったことに起因する本契約者の損害について、本項の規定を超えて賠償する義務を負わないものとし、本契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。
6. 本サービスの契約者名義とドコモ光の契約者名義が異なる場合で、かつ、本サービスおよびドコモ光の契約申込みを、当社およびNTTドコモがそれぞれ認める場合、本契約者は本サービスにかかる債務をドコモ光の契約者がドコモ光約款の定めに従い引き受けることについて同意するものとします。
7. サービスの契約者名義とドコモ光の契約者名義が異なる場合において、第6項に基づく本サービスの料金の免除または返還の必要が生じた場合には、本契約者はNTTドコモがドコモ光の契約者名義に対してのみこれをするということについて同意するものとします。

第24条(料金等の利用明細等)

- 当社は、本契約者に対して請求書および領収書の発行は行わないものとします。
- 2.本契約者は、利用明細等をマイページで確認することができます。
 - 3.本契約者は、ご利用料金お知らせガキの発行を希望する場合は、別に定める料金表に記載の発行手数料を支払います。

第25条(料金等の請求時期および支払期限等)

- 当社は、本サービスの契約成立後、支払期限を定めて本契約者に第22条(料金等)第1項を除く料金等を請求します。
- 2.前項の規定により料金等の請求を受けた本契約者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により支払います。
 - 3.本契約者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得たうえで、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができます。

第26条(契約終了に伴う利用料金等の精算方法)

第17条(本契約者が行う契約の解除)および第18条(当社が行う契約の解除)の規定により、月の途中で本サービスの契約が解除されたときは、オプションサービス利用料金は利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算は行いません。

第27条(遅延損害金および督促手数料)

- 本契約者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を当社に支払うものとします。
- 2.当社は、本契約者が料金等その他の債務(遅延損害金を除きます。)について、支払期日を経過しても支払いがない場合、当社または料金回収会社が督促通知(料金等その他の債務の支払いを求める行為をいいます。)を行う場合には、別に定める料金表に記載の督促手数料を別途請求いたします。

第7章 施設

第28条(本契約者の維持責任)

- 本契約者は、当社等施設に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備を、善良な管理者の注意をもって取り扱い、本規約に適合するよう利用します。
- 2.本契約者の故意または過失により当社等施設に故障が生じた場合または本契約者施設で亡失もしくは破損した場合は、当該本契約者はその修復に要する費用を負担するものとします。

第29条(貸与品の維持管理)

当社は、当社貸与品について維持管理責任を負います。なお、本契約者は、当社貸与品の維持管理の必要上、第15条(当社が行う本サービスの休止)第1項の規定により、本サービスの提供が休止することがあることを承認します。

第30条(当社による維持管理)

当社は、当社の電気通信設備を法および事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)の規定に適合するよう維持します。

第31条(施設の検査)

- 当社は、本契約者回線または本契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、本契約者にその自営端末設備または自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかについて検査を受けることを求めることがあります。この場合、当該本契約者は、正当な理由がある場合、その他事業法施行規則第33条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾するものとします。
- 2.前項の検査を行った結果、自営端末設備または自営電気通信設備が技術基準等に適合していると認められないときは、当該本契約者はその自営端末設備もしくは、自営電気通信設備を本契約者回線等から取り外すものとします。

第32条(異常が生じた場合の取り扱い)

- 本サービスに異常が生じた場合、本契約者は当該本契約者の自営端末設備、自営電気通信設備の異常がないことを確認のうえ、NTTドコモに通知するものとします。この場合、当社は、速やかに本施設を調査し、適切な措置を講じます。ただし、当該本契約者の電気通信設備に起因する異常については、この限りではありません。
- 2.本契約者は、本契約者施設の修復に要する費用を負担するものとします。
 - 3.第1項の調査の結果、異常や故障が当該本契約者の責めによる事由であった場合または当社等施設に故障のないことが明らか場合は、当該本契約者はその調査または本施設の修復に要する費用を負担します。

第33条(修理または復旧の順位)

当社は、当社の電気通信設備が故障、滅失した場合に、その全部または一部を修理または復旧することができないときは、法および事業法施行規則第55条および第56条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、この規定に従った順序でその電気通信設備を修理または復旧します。

第9章 オプションサービス

第34条(オプションサービス利用の申込み)

- 本契約者は、第5条(オプションサービスの種別)に規定するオプションサービスを申し込むことができます。この場合、当該本契約者は当社の定める方法により、当社に申し込むものとします。
- 2.本契約者は、ドコモ光を申し込むことなくオプションサービスのみを申し込むことはできません。また本契約者の利用するドコモ光の品目により、特定のオプションサービスを申し込みできない場合があります。なお、申込みの可否については、別に定めます。
 - 3.当社は、第9条(契約申込みの承諾)の規定に準じ、第1項の申込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該本契約者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
 - 4.当社は、本契約者のオプションサービスが利用可能となった日を、当該オプションサービスの利用開始日と定めます。
 - 5.本契約者がオプションサービスの料金支払い方法、料金支払い口座などを変更する場合は、当社所定の手続きに従い、事前に当社に提出するものとします。

第35条(オプションサービスの制限・停止・休止)

第13条(当社が行う本サービス提供の制限)、第14条(当社が行う本サービス提供の停止)および第15条(当社が行う本サービス提供の休止)の規定については、オプションサービスについても準用します。

第36条(オプションサービスの追加および解除)

本契約者は、オプションサービスの追加および解除を請求することができます。この場合、当該本契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当社に提出するものとします。

第37条(オプションサービスの廃止)

- 当社は、都合により特定のオプションサービスを任意の月の末日付けて廃止する場合があります。この場合、オプションサービス廃止日をオプションサービスの提供終了日と定めます。
- 2.当社は、前項の場合には、当該本契約者に対し当該オプションサービスを廃止する日の3か月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。ただし、当社の責めによらない事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。

第10章 雑則

第38条(個人情報)

当社は本サービス提供に当たり取得した個人情報について、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。

第39条(通信の秘密)

- 当社は、法第4条に基づき、本契約者の通信の秘密を守ります。
- 2.当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負いません。
 - 3.当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、本契約者の通信の照会に応じることができるものとします。

第40条(機密保持)

- 本契約者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、契約終了後といえども相手方の同意なしに他者に開示、提供しません。
- 2.当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負いません。
 - 3.当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。

第41条(情報の削除等)

- 当社は、本契約者による本サービスの利用が第43条(禁止事項)に規定する禁止事項に該当する場合、当該利用に関し、他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の事由で本サービスの運営上不当だと当社が判断した場合は、当該本契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
- (1)第43条(禁止事項)に規定する禁止事項に該当する行為をやめるよう要求すること
 - (2)他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求すること
 - (3)本契約者に対して、表示した情報の削除を要求すること
 - (4)事前に通知することなく、本契約者が発信または表示する情報の全部または一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置くこと
 - (5)第47条(連絡受付体制の整備について)に規定する連絡受付体制の整備が講じられていない場合、連絡受付体制の整備を要求すること
- 2.前項の措置は本契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第42条(本サービスの利用形態の制限)

- 本サービスの契約において、当該サービスに関して使用するドメイン名およびIPアドレスは、当社が付与するものとします。
- 2.本契約者は、前項に基づき付与されたもの以外のドメイン名あるいはIPアドレスを使用して本サービスを利用することはできません。

第43条(禁止事項)

本契約者は、本サービスの利用にあたり、当社が別に定める「インターネット接続サービスご利用上のご注意」に規定する禁止行為を行うことができません。

第44条(本契約者の義務)

- 本契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負います。
- (1)本契約者が他のネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従うこと
 - (2)本契約者は、当社のサーバ内に保管された当該本契約者のデータについてすべての責任を持ち、そのデータのバックアップは当該本契約者の責任において行うこと
- 2.本契約者は、当社の承諾を得ることなく、他者が本サービスを利用できる状態にしないこととします。
 - 3.本契約者は、本規約の認める範囲において当該本契約者の利用権限のもとで本サービスを利用する者に対し、本規約を遵守させる責任を負います。
 - 4.前項の場合、本サービスを利用する者が第43条(禁止事項)に規定する禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社が損害を被った場合、当社は、当該利用者の行為を本契約者の行為とみなして取り扱います。

第45条(コンテンツ)

- 本契約者が、当社サーバ内に開設した当該本契約者のホームページで発信する情報の作成およびアップデートは、別途契約による場合を除き、当該本契約者が行うものとし、当社は一切関係しません。
- 2.本契約者が発信する情報は、国内外の法令に違反するものであってはなりません。
- 3.当社は、本契約者が当社サーバ内のホームページに作成したコンテンツに関し、次の権利を有します。
- (1)本契約者のコンテンツを閲覧すること
 - (2)本契約者のコンテンツが第43条(禁止事項)に規定する禁止事項に該当すると当社が判断した場合に、コンテンツの全部または一部の修正あるいは削除を当該本契約者に要求すること
 - (3)本契約者が前号の要求に従わないと当社が判断した場合、当該本契約者のコンテンツの全部または一部を削除すること。ただし、緊急やむを得ない場合は、前号に定める要求を行う事なく、当該本契約者のコンテンツの全部または一部を削除できるものとします。

第46条(青少年にとって有害な情報の取り扱いについて)

- 本契約者は、本サービスを利用することにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号、以下「青少年インターネット環境整備法」といいます。)第2条第11項の特定サーバ管理者(以下「特定サーバ管理者」といいます。)となる場合、同法第21条の努力義務について十分留意するものとします。
- 2.本契約者は、本サービスを利用することにより、特定サーバ管理者となる場合、自らの管理するサーバを利用して第三者により青少年にとって有害な情報(青少年の健全な成長を著しく阻害する情報のうち、第1条に規定する情報を除きます。以下同じ。)の発信が行われたことを知ったとき、または自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取ることがあります。
- (1)18歳以上を対象とした情報を発信していることを分かりやすく周知する
 - (2)閲覧者に年齢を入力させる等の方法により18歳以上の者のみが当該情報を閲覧しうるシステムを整備する
 - (3)青少年にとって有害な情報を削除する
 - (4)青少年にとって有害な情報のURLをフィルタリング提供事業者に対して通知する
- 3.当社は、本サービスにより、当社の判断において青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第21条の趣旨に則り、本契約者に対して、当該情報の発信を通知すると共に、前項に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取ることがあります。
- 4.前項に基づく当社の通知に対し、本契約者が、当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、当社に回答した場合は、当社は当該本契約者の判断を尊重するものとします。
- 5.前項の場合であっても、当社は第2項第4号の方法により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置をすることがあります。

第47条(連絡受付体制の整備について)

- 本契約者は、本サービスを利用することにより、特定サーバ管理者となる場合、情報発信に関するトラブルを防止することを目的として、下記に例示する方法等により、第三者からの連絡を受け付ける体制を整備するものとします。
- (1)本サービスを利用した情報発信に関する第三者向けの問い合わせフォームを整備すること
 - (2)本サービスを利用した情報発信に関する問い合わせ先のメールアドレスその他の連絡先を公開すること
- なお、本項第2号に例示した方法により、連絡を受け付ける体制を整備する場合、当該連絡先が他の目的で悪用されるおそれがあることに当該本契約者は十分留意するものとします。
- 2.本契約者は本サービスを利用するにあたり、情報発信に関するトラブルが生じた場合に備えて、当社が連絡を取りうる連絡先を当社に対し通知することとします。

第48条(損害賠償の免責および特約事項)

- 当社が、第13条(当社が行う本サービス提供の制限)、第14条(当社が行う本サービス提供の停止)、第15条(当社が行う本サービス提供の休止)および第16条(本サービスの変更・廃止)、第35条(オプションサービスの制限・停止・休止)の規定により、本サービスの提供を制限、停止、休止、廃止した場合や利用不能、本契約者が本サービスに送信した情報の削除または消失、本サービスの利用による当社サーバ内に保管された当該本契約者のデータの消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関して、当該本契約者が被った損害につき、当社は一切責任を負いません。
- 2.本契約者が、本サービスの利用により他者に損害を与えた場合、当該本契約者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社、提携プロバイダおよびソフトウェア開発企業は一切責任を負いません。
- 3.IDおよびパスワードの管理不十分や使用の過誤により本契約者が損害を被った場合、当社は一切責任を負いません。
- 4.本契約者が、第21条(IDおよびパスワードの管理)第2項、第28条(本契約者の維持責任)第1項、第40条(機密保持)第1項、第43条(禁止事項)、第44条(本契約者の義務)、および第45条(コンテンツ)第2項に違反する行為、その他の過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合、当社は、当該本契約者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができます。
- 5.第17条(本契約者が行う契約の解除)および第18条(当社が行う契約の解除)の規定により契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該本契約者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができます。ただし、当社の責めによる事由により本サービスの契約が解除された場合はこの限りではありません。
- 6.当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第38条(個人情報)の規定を遵守したうえで、本契約者の使用する端末機器等と電気信号による通信を行うことができます。
- 7.当社は、本契約者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができます。

- 8.当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、本契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるとを抜き、その損害を賠償しません。
- 9.当社は、本規約等の変更により、自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下本条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術基準等の変更により、現に本契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。
- 10.別途本規約で明確に定める場合を除き、何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社は、附随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。

第49条(注意喚起)

当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言および情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信設備の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要限度で、当該電気通信設備のIPアドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

第50条(本規約の遵守)

当社は、本規約に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講じます。

第51条(準拠法・合意管轄)

本規約は日本国内法に準拠するものとし、本サービスの契約により生じる一切の紛争等については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第52条(分離可能性)

本規約いすれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第53条(定めなき事項)

本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社および本契約者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。

付 則

- 1.当社は、特に必要がある場合には、本規約に特約を付することができるものとします。
- 2.本規約は、2024年6月1日より施行します。

【料金表】表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税等を含みます。

(表1)オプションサービス

種別	月額利用料	備考
セキュリティサービス (マカフィーforZAQ)	220円	1契約(1メールアドレス)につき 端末3台まで利用可能
パソコンセキュリティサービス (エフセキュア)*1	440円	1契約(ライセンス)につき パソコン3台まで利用可能
セキュリティサービス (イーフィルターforZAQ)	220円	1契約(1メールアドレス)につき 端末3台まで利用可能
メールセキュリティサービス	330円	1メールアドレスにつき
追加メールアドレス	110円	1メールアドレスにつき
追加メール容量	無料	1GBまで
追加ホームページ容量	550円	10MBにつき
追加メールリングリスト	1,100円	100件につき (最初に登録費別途2,200円が必要)
メール転送サービス	無料	1メールアドレスにつき1カ所
無線ルータレンタルサービス (1G対応Wi-Fi)	110円	1台につき
IPv6アドレスサービス	無料	希望者のみ
ケーブルプラスSTB*1	1,100円	1台につき別に定める規約によります
ケーブルプラスSTB-2	1,320円	1台につき別に定める規約によります

*1:このサービスへの新規、変更、追加申込みはできません。

(表2)工事費用

項目	金額	備考
工事費	実費	
点検補修費	実費	
機器の撤去工事費	実費	
機器の交換費用	実費	

(表3)各種手数料

項目	金額	備考
インターネット申込事務手数料	3,300円	
インターネット契約変更手数料	3,300円	
督促手数料	110円	1回の督促につき
お知らせハガキ発行手数料	88円	1通につき
適格請求書送付料	110円	1通につき

【表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税込みです。】